

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 花井 圭子

No. 137

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F

Tel. 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

2018 中央労福協・事業団体 新年交歓会を開催

2018年1月9日、中央労福協は東京都内において新年交歓会を開催した。政党・行政・運動団体・友誼団体・研究者など約120人が出席し、懇親を深めた。主催者を代表して中央労福協・神津会長は、「参会の皆様の日頃のご理解とご協力に感謝申し上げます。今年も労働者自主福祉運動の発展に向けて一層のご理解とご協

力をお願いしたい。」と述べた。

続いて、政府の生活保護基準引き下げ方針と首相の発言に触れ、実際に言っていることとやっていることが違う、社会全体の底上げが必要とされているときに、基準引き下げを許せば貧困のスパイラルに陥り、社会の底割れを招くと指摘した。

来賓として、相原 康伸・連合事務局長よりさらなる地域での連携への期待の言葉を、また、加藤 裕・日本弁護士連合会副会長より、各般の運動課題での連携した取り組みへの感謝の言葉を頂いた。



中央労福協会長
神津 里季生



日本弁護士連合会
加藤 裕 副会長



連合
相原 康伸 事務局長

各事業団体からの挨拶

吉田正和副会長の発声による乾杯に続いて、中央労福協に加盟する各事業団体の代表者が登壇し、2018年を迎えての抱負と事業の発展に向けた決意表明が述べられ、全体で事業団体・協同組合の発展へ向けた想いを共有した。



労金協会
中江 公人 理事長



全労済
中世古 廣司 理事長



日本生協連
和田 寿昭 専務理事



日本労協連
古村 伸宏 理事長



住宅生協連
武山 信一 専務理事



全国会館協
石井 清貴 事務局長



全国労信連
川野 和幸 会長



日本再共済連
阿部田 克美 専務理事



勤労者旅行会
蛸谷 美子 代表取締役



医療福祉生協連
高瀬 信之 執行役員



(株)ワークネット
能城 成一郎 代表取締役



全福センター
野寺 康幸 会長

中央労福協

第1回 三役会を開催

中央労福協は2018年1月9日、如水会館（東京都千代田区）にて、今年最初の第1回三役会を開催した。

2017年11月22日に開催した第63回定期総会以降の活動について報告したのち、主に2018年度主要年間日程、2018～2019年度三役の任務分担、幹事会への幹事選出などについて協議した。

中央労福協

第1回 労働組合・第1回 事業団体（合同）会議を開催

中央労福協は1月24日、明治大学紫紺館（東京都）で第1回 労働組合・第1回 事業団体（合同）会議を開催した。

前半においては2018年度主要年間日程（案）、幹事会への幹事選出、2018年度活動計画（素案）についてそれぞれ提起され、確認された。労働組合からの報告では、連合から「クラシノソコアゲ応援団！RENGO キャンペーンの中でも子供の育ちと学びを支えよう！のテーマのもと、奨学金制度の改善等に向けて労福協と力を合わせていきたい。」と述べた。

後半では事業団体による社会貢献事業として労金協会、全労済の取り組みがそれぞれ報告された。労金協会は、不安定な就労や無業状態にある若者を応援する「若者応援ファンド」など、各金庫の取り組みを報告、全労済は、防災力・防災意識の向上を高める取り組みとして「ぼうさいカフェ」などの体験参加型イベントの展開などを報告した。

事業団体による社会貢献事業の報告は、今後も順次おこなっていくことが確認された。



大阪労福協

2017 生活底上げ・福祉強化キャンペーン「産別訪問」を実施

大阪労福協では、毎年定期総会（毎年10月末に開催）終了後に、産別訪問を実施しています。この産別訪問は中央労福協「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」の一環として、大阪労福協で運動展開している取り組みで、今回で4回目を迎えました。

今年は11～12月を実施期間とし、日程調整のつかなかった組織は1月に訪問することで対応しています。



例年、大阪労福協の事業への協力や、各事業団体の取り組み要請を中心に行っていますが、今回特徴的な取り組みとして、「労働者福祉運動推進ファイル」の配布を前面に出しての産別訪問としました。

そもそも「労働者福祉運動推進ファイル」とは何か、と思われるでしょう。これは、前回の産別訪問時にある組織から、「労福協や各事業団体の取り組みについて理解はしているが、取り組みを拡げていくためには、各団体の取り組みがひと目で見てわかるようなファイルがあればいいんだけどなあ」との意見が出され、産別訪問三者で意見交換し、各団体が労働者福祉に係る資料を持ち寄り作成したものです。

何分手探り状態で作成したファイルだけに、各組織の反応が非常に心配でしたが、思った以上に好意的な受け取りをしていただきました。

このファイルは1年に1回は差し替えを含めた改訂を、この産別訪問に合わせて行うことを基本としながら、状況によってはそれ以外の時期にも差し替えに行くなど、臨機応変に対応したいと考えています。

大阪労福協では、労働者自主福祉運動に係る「出前講座」の開催を産別訪問でも要請し、8月以降5組織で実施してきました。2017年度も引き続き「出前講座」を実施するために、このファイルを通じ、組織との連携を深めていきたいと考えています。

三重県労福協 勤労者福祉に関連した政策福祉研修会を開催

2017年12月1日(金)、三重県労福協は勤労者福祉に関連した政策福祉研修会を開催した46名が参加した。

研修会では、花井・中央労福協事務局長が「2020年ビジョン」と「2018～19年度活動方針」のポイントについて基調講演を行った。その後、三重県労福協吉川理事長と花井事務局長が「労働運動と労働者福祉運動のこれから」と題して対談を行った。対談は、①労働運動と労働者自主福祉運動の現状、②労働者福祉運動と政治との関わり、③組織人員・会員の減少、④労福協運動の担い手対策をテーマに行われた。

対談は、吉川理事長が質問し、花井事務局長が応える形で進められた。①について、格差・貧困が拡大する中、政策制度だけでは対応できない課題の解決に向けて、「助け合い、支え合う」労働者福祉運動を進める労福協の役割は大きくなっている。②については、労福協は政治活動や特定政党の支持は行わないが「投票へ行こう」といった呼びかけはしてもいいのではないかと。③については、未組織労働者や非正規労働者への共助拡大の組みを強めることが重要。④に関しては、豊富な職業経験と知識を持つ退職者の力を地域で発揮していただける環境づくりが必要ではないかと。等々、1時間以上にわたり、両名が熱心に討



連合総合生活開発研究所 連合総研30周年記念シンポジウムを開催

連合総合生活開発研究所(連合総研)は2017年12月5日、東京都内のリーガロイヤルホテル東京にて30周年記念シンポジウム『分かち合い社会の構想 - 「分断」と「奪い合い」を越えて -』を開催した。

冒頭、連合総研理事長の古賀伸明・理事長が挨拶し、連合総研30年を振り返り、これまでの事業への各団体の理解と協力へ感謝の意を述べた。パネルディスカッションでは慶応義塾大学の井手英策・教授がコーディネーターとなり、パネリストには跡見学園女子大学の禿あや美・准教授、山梨学院大学の竹端寛・教授、北海道大学の吉田徹・教授が登壇、「分かち合い社会の構想 - 連帯と共助のために -」と題してディスカッションが行われた。後半では『「分断」と「奪い合い」を越えて』と題して日本社会事業大学の神野直彦・学長が記念講演を行った。

二〇一八年一月 連載③〇 賀川豊彦が作った信用組合の話

協同組合外伝⑨

一九二八(昭和三)年、賀川豊彦は東京本所に質屋と信用事業を兼ねた信用組合を設立した。その場所は当時、中ノ郷地区と呼ばれていたところから、「中ノ郷質庫信用組合」と名付けられた。現在は住所表示が墨田区東駒形四丁目に変わったが、今もその地に本店を構える「中ノ郷信用組合」である。

一九二二(大正十二)年九月一日の関東大震災とそれに伴う火災で六万人近い犠牲者が出たが、その九割が焼死者だった。本所、浅草、神田、京橋、深川地区ではほとんどの市街地が焼失。特に避難民が殺到した旧陸軍被服廠跡(現在の横網町公園あたり)では、折からの火災旋風(火災と火の粉を含んだ竜巻)で何と三万八千人の命がごく短時間に失われたのであった。

震災の情報を神戸で聞いた賀川豊彦は、ただちに船で東京に赴き、十月十九日には最も被害の大きかった本所に東京基督教青年会(YMCA)の支部として基督教産業青年会を立ち上げ、大テントやバラックを建て、被災者の救援活動を始めたのである。震災を機に、賀川の活動拠点は神戸から東京に移り、家族とともに本所に住み、無料診療所、職業紹介、法律相談、生協事業、さらには文化講演や英語教室、編物・裁縫の講習といった広範な教育事業など労働者の生活再建、生活上、地域復興につながる事業を次々に発足させていく。

そして、労働者の生活再建と地域復興を金融面で支えるべく設立したのが中ノ郷質庫信用組合だった。「近隣地域労働者階級の金融機関たらしめると共に地区協同社会の基盤たらしめたい願いをもってはじめたものである」と賀川は書き残している。こうして、「中ノ郷」を選んだと賀川は書き残している。こうして、「中小企業者や勤労者が、小さいながらも相互の信用を持ち寄り、助け合いにより金融をはかり、営利を目的とせず、常に自助と協同を標語として組合員による民主的、自主的に経営を為すことを信条」に、中ノ郷質庫信用組合は発足したのであった。ところで、なぜ質屋と信用組合を兼営したのか、戦前からの信用組合が戦後ほとんど信用金庫に転換したにもかかわらず、なぜ現在も信用組合のままなのだろうか。これには訳があったのだ。この項続く。(高橋均)

生活保護基準の引き下げの撤回を求める！（声明）

2017年12月に厚生労働省が来年度からの生活保護基準を大幅に引き下げる（最大5%）方針を示したことを受けて、中央労福協は会長名で声明を発出した。以下にその全文を掲載する。

生活保護基準の引き下げの撤回を求める！（声明）

2017年12月20日
労働者福祉中央協議会
会長 神津 里季生

1. 厚生労働省は、5年に1度の生活保護基準の見直しにあたり、来年度より生活扶助基準や母子加算を大幅に引き下げる方針を示した。当初の最大13.7%もの削減案から、批判を受けて最大5%にまで削減幅を縮小したものの、依然として大きな削減である。
生活保護基準は、2013～15年の生活扶助基準の大幅引き下げ（平均6.5%、最大10%）、2015年からの住宅扶助基準・冬季加算の削減と、立て続けに引下げられており、生活の切り詰めも限界に達している。生活保護基準は憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する基準であり、これ以上の引き下げは、到底容認できない。
2. 引下げの根拠としては、所得階層の下位10%の消費水準に合わせるとされている。しかし、日本では、生活保護基準未滿で暮らしている世帯のうち、実際には2割程度しか生活保護を利用していないと言われている。このような理屈で引き下げを許せば、最低生活ラインを際限なく引き下げていく「貧困のスパイラル」に陥り、社会の底割れを招きかねない。まずは最低賃金の引き上げをはじめ、生活保護基準以下で暮らしている生活困窮者層の底上げをはかるべきである。
また、前回の引下げ時には、「生活扶助相当CPI」という厚労省独自の統計手法を用いて物価下落を過大に評価したが、物価上昇局面の今回はそれを全く考慮しないなど恣意的で、まさに「引き下げありき」の数字合わせと言わざるを得ない。
3. 今回の引き下げでは、子どものいる世帯や、高齢世帯が狙い撃ちされている。母子加算や児童養育加算の引下げについては、子どもの貧困対策や教育無償化の政策とも逆行する。生活保護世帯の子どもの大学進学について、住宅扶助費の減額取りやめや入学時の一時金支給が検討されているが、子どものいる世帯の保護費を大幅に減額するのでは、大学進学にたどり着く前に進学を断念しかねない。また、高齢世帯の生活扶助削減は、高齢者の活動や交流の機会を抑制し、社会的孤立を招くことが懸念される。
4. 生活保護基準は、単に生活保護利用者のみの問題ではない。住民税非課税基準をはじめ、最低賃金、医療・福祉・教育・税制など様々な施策の適用基準にも連動しており、国民生活全般にも大きな影響を与える。実際に、前回の生活保護基準引下げにより、就学援助の基準が下がる自治体が続出している。他施策や国民生活への影響について十分な検証を行なわないまま、生活保護基準をさらに引き下げるべきではない。
5. 検証にあたった生活保護基準部会の報告書においても、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準を捉える検証方法には一定の限界があることを認め、「絶対的な水準を割ってしまう懸念がある」と指摘している。また、前回の引下げに伴う家計への影響についても「評価するまでには至らなかった」とされている。中央労福協は、厚生労働省が基準検討にあたって当事者の声を聞くとともに、誰もが納得できる「新たな基準の検証方法」が確立するまでは、現行の基準を引き下げないよう、強く求める。

以上